

議案第 2 2 号

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 3 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第12条中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第13条に次の 3 項を加える。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間が 1 箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第17条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第17条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の175）から第 1 項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給すること

を要しない。

- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第19条第1項中「4,200円」の次に「(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、6,300円)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特殊な勤務場所で勤務する職員であって、特に市長が必要と認めるときは、その勤務1回につき28,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額を支給することができる。

附則に次の1項を加える。

(地域手当の支給に関する特例措置)

- 10 当分の間、地域手当の月額については、第10条の2第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の5(東京都内に勤務する職員で市長が別に定めるものにあつては、100分の10)」とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。